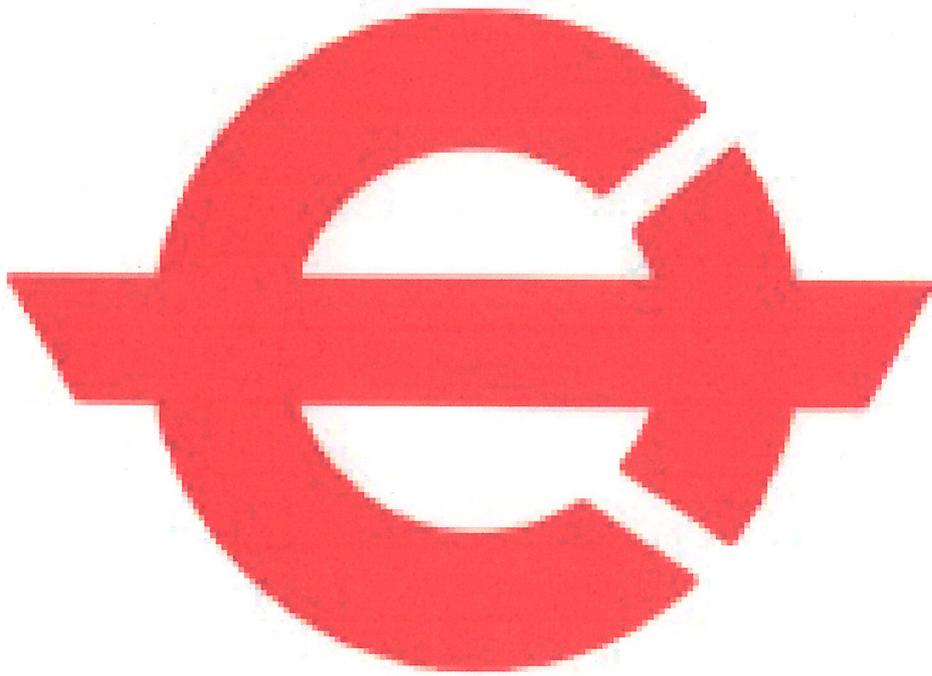


瀬戸内町

子ども読書活動推進計画

(改訂版)



平成31年1月

瀬戸内町教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 基本的な方針	2
1日20分読書運動	
第2章 子どもの読書活動推進のための方策	3
I 発達段階に応じた取組	3
II 家庭における子どもの読書活動の推進	5
1 子ども読書活動の推進における家庭の役割	
2 家庭における子ども読書活動の推進の為の取組	
III 地域における子どもの読書活動の推進	6
1 町立図書館	
2 親子読書会等の活動に対する支援	
IV 学校等における子どもの読書活動の推進	8
1 幼稚園・保育所等	
2 小・中学校等	
3 高等学校	
4 特別な支援が必要な子ども読書活動の推進	
5 学校図書館等の機能強化	
V 子どもの読書への関心を高める取り組み	11
VI 子どもの読書活動に関する啓発広報の推進	12
1 「子ども読書の日」を中心とした取組	
2 学校、町立図書館、親子読書会、子ども会等における各種情報の収集・提供	
3 学校、親子読書会、子ども会及び個人における優れた取組の奨励	
第3章 推進体制の整備	13
I 子どもの読書活動推進体制の整備	
II 市町村間の連携・協力体制の整備	
III 関係団体間の連携・協力の促進	

〈資 料〉

※ 子どもの読書活動の推進に関する法律

※ 瀬戸内町の先生たちが勧める子どもに読んでほしい本

はじめに

子ども（おおむね18歳以下のものをいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生き抜く力を身に付けていく上で欠くことができないものです。

そのため、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、主体的に読書活動を行うことができるよう、社会全体でその推進を図っていくことが極めて重要です。

本町においては、「瀬戸内町子ども読書活動推進計画」改訂版を平成22年度に作成、瀬戸内町立図書館の巡回図書（かけはし号）をはじめとし、近年では「自ら本を読む子ども・家族全員で本を読む習慣（うちどく・家読）」等による読書推進活動を行ってきました。

その結果、小・中学校の親子読書会をはじめ、子どもたちの読書活動を支える多くの読書グループが活動するなど、環境が整いつつあります。しかし、依然として学年が進むにつれて子どもの読書離れが進む傾向が見られ、乳幼児期からの読書習慣の形成が十分でないなどの課題も残っています。

また、近年の情報通信手段の普及は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。本町でも、児童生徒のスマートフォンなど情報機器の利用状況は年々増加しており、スマートフォンの利用と読書の関係についても今後留意する必要があります。

今後、すべての子どもが生涯にわたって読書に親しむ習慣を身に付けていくためには、子どもが読書活動に取り組む環境の整備を、更に進めていくことが必要です。

そのため、本町は、「子ども読書活動の推進に関する法律」に基づき策定された、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次基本計画）」及び「第4次鹿児島県子ども読書活動推進計画」を基本とし、本町がこれまで受け継いできた歴史や文化、伝統、子どもの読書活動推進状況等を踏まえ、子どもの読書活動が一層推進されるよう、「瀬戸内町子ども読書活動推進計画」を改訂します。

本計画の実施期間は、平成31年度からおおむね5年間とします。

第1章 基本的な方針

子どもが生涯にわたる読書習慣を身につけるためには、乳幼児期から読書に親しみ、小学生期、中学生期、高校生期へと、子ども自身がその成長に応じて読書の楽しさを知ることができるよう、読書環境の整備に社会全体で取り組んでいくことが必要です。

また、読書習慣の形成に向けて発達段階に応じた効果的な取り組みを推進するとともに、主体的に本に関わる機会を増やしていくことが大切です。

そのため、本町では国や県の基本的方針を踏まえ、次の点を基本方針とします。

1. 子どもの読書活動について、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進に努めます。
2. 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めます。
3. 子どもの読書活動に関する町民の理解と関心の普及に努めます。

この基本方針を具現化するために、本町においても「1日20分読書」運動を実施するとともに、「いつも身近に1冊の本を」をキャッチフレーズとし、次の4つの推進の柱を立てて計画を進めていくこととします。

- I. 発達段階に応じた取組
- II. 家庭における子どもの読書活動の推進
- III. 地域における子どもの読書活動の推進
- IV. 学校等における子どもの読書活動の推進
- V. 子どもの読書活動に関する啓発広報の推進

Iについては、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。

IIについては、各家庭における「1日20分読書」、「家族で一緒に20分」「朝読み・夕読み」等の読書活動を生かしながら、乳幼児期から親子で読書に親しみ、家庭や、地域全体で読書を習慣化していくことが重要です。

IIIについては、町立図書館や各集会所等における子ども読書に必要なスペースの確保や図書資料の収集・提供、子ども会・親子読書会・読書グループ等における読書活動など、地域全体で読書に親しむ機会をもてるように、情報提供すること及び住民のニーズを踏まえ図書資料の整備・充実等の住民サービスの向上が重要です。

IVについては、幼稚園、保育所においては、絵本や物語に親しむ活動を、各学校においては、学校図書館の機能を十分に生かしながら、教育活動全体を通じて意図的・計画的に読書指導を行い、子どもの主体的な読書態度の育成や読書習慣の形成を図ることが重要です。

Vについては、子どもの主体的な読書活動を推進するために、子どもの読書活動の意義や重要性について、広く町民の理解と関心を深めるとともに、「子ども読書の日」の取組等を活用しながら、読書活動を推進する社会的気運の醸成を図ることが重要です。

1日20分読書運動

～いつも身近に1冊の本を～

家庭や地域、学校を通じた社会全体で子どもの読書活動に取り組み、子どもの読書習慣の定着を目指すために、「1日20分読書運動」として、全ての子どもが毎日20分程度読書に親しむよう成長に応じてとり組む運動を展開する。

特に、高校生期の不読率が高い現状を踏まえて、家庭や学校はもちろん、部活動や少年団活動の時、外出する時などにも、いつも身近に1冊の本がある環境をつくり、読書の習慣を身につけていくことが大切です。

「いつも 身近に 1冊の本を」

1日20分読書運動

いつも身近に本をおき、次のような方法で、毎日20分程度、本を読むことを目指します。

【乳幼児期】 家族と一緒に20分

乳幼児期の子どもには、読み聞かせなどの協力が必要です。家族と一緒に読書の習慣をつくりましょう。

【小学生期】 朝読み夕読み20分

小学生の時期は、言葉や文章の意味を考えながら音読することが大切です。朝や夕方の音読を続けましょう。

【中学生期】 ジャンルを広げて20分

中学生の時期は、読書の幅を広げることが大切です。文学・科学歴史・郷土な様々なジャンルの本に幅を広げて読みましょう。

【高校生期】 自分を見つめる20分

高校生の時期は、自分自身の生き方を見つめるためにも読書が大切です。知的興味に応じて一層幅広く読書をし、いつも身近に1冊の本を置き1日20分の読書を心掛けましょう。

乳幼児期・・・おおむね6歳頃まで

小学生期・・・おおむね6歳から12歳まで

中学生期・・・おおむね12歳から15歳まで

高校生期・・・おおむね15歳から18歳まで

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

I 発達段階に応じた取組

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。家庭・地域・学校においては、次のような発達段階ごとの特徴が指摘されていることを踏まえ、取組を進める必要があります。また、校種間での取組を図り、切れ目ない取組を行うことで、校種間の接続期に子どもが読書から遠ざからないようにすることも大切です。

時期	発達段階ごとの特徴	取組例
乳幼児期	乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうことなどを通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者による読み聞かせ ・ブックスタート事業の実施 ・職員、読書ボランティアによるお話会の開催 ・朝の絵本の時間の設定 ・安心して図書に触れることができるようなコーナーの確保等 ・セカンドブック事業の実施
小学生期(低学年)	低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。	<p>※ 以下の内容には、小学生期から高校生期まで、発達段階に応じて本の分野（文学・歴史・科学・芸術等）ジャンル（小説・記録・説明・批評等）を広げながら取り組みます。</p>
小学生期(中学年)	中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもと、そうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考えと比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員や読書ボランティアによる読み聞かせ ・音読の推進 ・一斉読書の時間の設定 ・推薦図書コーナーの実施
小学生期(高学年)	高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れ始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業までに一定量の読書を推奨することなどの目標設定 ・担任や学校司書等によるお薦めの本の紹介 ・家庭における読書の習慣化
中学生期	多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。	<ul style="list-style-type: none"> ・教科等による図書館を利用した「調べ学習」 ・児童生徒が図書館を利用するためのオリエンテーションの実施
高校生期	読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。	<ul style="list-style-type: none"> ・読書会、ペア読書、ブックトーク、アニメーション、書評合戦（ビブリオバトル）ポップづくり 等 ・読書推進活動への参加（保育園、幼稚園、小学校での読み聞かせ）

セカンドブック事業・・・3歳時健康診断や小学校入学時等に、年齢にあった絵本をプレゼントする事業
アニメーション・・・グループ参加型読書指導メソッド

※発達段階ごとの特徴は、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次基本計画）」から引用

II 家庭における子どもの読書活動の推進

1 子ども読書活動の推進における家庭の役割

子どもの読書活動は、日常生活の中でいつも身近に1冊の本がある環境によって形成されるものです。読書が生活の中に位置付けられ、継続して取り組まれるよう、保護者自身が積極的に読書に親しむとともに、家族全員で本を読む習慣をもつことが必要です。そのためには、テレビを消して読み聞かせをしたり、家族で好きな本を読み、読んだ本について話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を高め、子どもが成長に応じて本と巡り会い、読書の楽しさを体験できる機会を作ることが大切です。

2 家庭における子ども読書活動の推進の為の取組

(1) 家庭での実践

ア 「1日20分読書」運動への取組を推進するため、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりするなど、読書の楽しさを体験できる機会をとおして、子どもが本と出会うきっかけをつくります。

イ 我が家の「読書の日」や「読書の時間」等の時間を設定する。

※ 子どもが読書週間を身に付けていくためには、日頃から身近な大人が読書に親しむ姿を目にすることが大切です。各家庭では、「家族と一緒に20分」を合い言葉に、家族そろって読書活動に取り組みましょう。また、鹿児島県図書館協会で啓発を行っている「毎月23日は子どもといっしょに読書の日」を、「ノーマディア」の日として取組を推進します。

(2) 家庭への支援

ア 町立図書館や公民館等で、保護者を対象とした読書活動の意義や必要性についての啓発を図ります。

イ 子どもの成長に応じた読書活動の啓発を図ります。

ウ 乳幼児期の本との出会いは、その後の読書習慣の形成につながる大切なものであり、司書・保健師・親子読書グループ等が連携した乳幼児健診等の機会における「ブックスタート事業など」、乳幼児期に読書活動をスタートするきっかけづくりに努めます。

エ 町立図書館や公民館、学校等において行う読み聞かせ等、親子がふれ合いながら読書に親しむ機会を提供します。

オ 家庭教育学級やPTAの研修会等において、読書の重要性についての啓発を図ります。

カ 役場・保健所など乳児にかかわる事業を行う施設において、本の紹介やチラシの配布等によって保護者の啓発を図ります。

キ 乳幼児期だけでなく、小学生期から高校生期までの発達段階に応じた本の紹介に努めます。

Ⅲ 地域における子どもの読書活動の推進

1 町立図書館

(1) 子どもの読書活動の推進における図書館の役割

町立図書館は、子どもたちにとって、多くの本に触れ、読書の楽しさを知る場であるとともに、本をとおしてたくさんの知識を得る場でもあります。また保護者にとっては、子どもに読ませたい本を探したり、子どもの読書について情報を得たりできる場です。さらに町立図書館は、定期的なおはなしの時間の実施、「子ども読書の日」(※1)をはじめとする読書習慣等におけるイベントの開催、あるいは、読書グループの支援など、地域における子どもの読書活動推進に大きな役割を果たしています。

(2) 町立図書館における子どもの読書活動の推進のための取組

- ア 子どもの読書に必要なスペースを確保したり、図書資料を収集・提供したり、子どもの読書活動を推進するための読み聞かせ等を実施します。
- イ 親子読書会、読書グループ、子ども会等関係団体や、学校、幼稚園、保育所等関係機関と連携し、子どもと本が会うきっかけづくりのために、広報紙やホームページを活用し、定期的なお話会やイベントの開催及び新刊案内やお薦めの本等の情報を積極的に提供します。
- ウ ボランティアが活動できる場や機会等の情報を提供するとともに、ボランティアの養成を図る研修を実施し、ボランティアを受入れます。
- エ 学校図書館・幼稚園・保育所・診療所・フェリー加計呂麻等・待合所等各施設等への図書資料の団体貸出や巡回貸出等、地域全域へサービスを提供します。
- オ 学校で実施される「朝の読書」「朝読み夕読み20分」「ジャンルを広げて20分」「自分を見つめる20分」や読み聞かせ、「ブックトーク」(※2)、「ストーリーテリング」(※3)等の読書推進活動や研修会等への支援を行ないます。
- カ 子どもの読書環境をより充実させるために、図書館相互や関係機関と積極的に連携・協力し、蔵書の相互利用、行事や講座等の充実、資料の展示など、読書活動に資する取組を推進します。

※1 「子ども読書の日」・・・毎年4月23日。「子ども読書活動の推進に関する法律」で定められた日。

※2 ブックトーク・・・あるテーマにそってお話をしながら、何冊かの本を紹介していく手法。

※3 ストーリーテリング・・・本を読むのではなく、覚えたお話を語りかけるように話して聞かせる手法。

(3) 子どもの読書活動の推進のための町立図書館の機能強化

ア 住民サービスの向上に努めます。

- 1 子ども読書活動を推進するため、それぞれの住民のニーズを踏まえ、今後

も計画的な図書資料の整備・充実に努めます。

- 2 インターネット対応蔵書検索システムは、家庭や学校からの図書資料の検索を可能にすることから、家庭や学校との連携を図る重要な手段となります。
- 3 図書館から遠い地域に住んでいるなど、図書館に来ることが困難な子ども達に読書の機会を与えるため、移動図書館（かけはし号）によるサービスの充実に努めます。

イ 司書の資質向上に努めます。

司書には、住民のニーズに応じて図書館資料の選択・収集・提供をするとともに、読み聞かせやブックトーク等、読書指導の知識や技術を身に付けておくことなどが求められており、子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たしています。

- ウ 特別な支援が必要な子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実
- 特別な支援が必要な子どもの読書活動を推進するためには、車椅子・スロープ・点字表示等の施設整備面での配慮、点字資料・録音資料・手話や字幕入りの映像資料等の整備利用の際の介助、対面朗読等（※4）の実施など読書環境の整備に努めます。

※4 対面朗読・・・視覚障害者等が希望をする本を、直接読んで聞かせるサービス

2 親子読書会等の活動に対する支援

本町においては、10の親子読書会・読書グループが活動しており（平成30年11月現在）、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの主体的な読書活動を推進することに大きく貢献しています。例えば、読み聞かせ会の開催、親子読書交流会での発表などです。しかし、会員数が減少するなど課題も見受けられます。これらの親子読書会の活動を生かせるような環境を整備することに努めます。

（1）親子読書会等の養成及び資質向上のための研修の実施

親子読書会等の活動は、子どもたちと触れ合う機会が多く、常に新鮮な情報を取入れ、技能を高めていくことが必要です。既存の親子読書会の資質向上を図るとともに、新たなボランティアを養成し、地域の読書活動の活性化を図ることが必要です。

（2）親子読書会等への活動への支援

ア 親子読書会等が、それぞれの活動を行えるような場や機会を提供します。

イ 親子読書会等が、ネットワークを構築して行う情報交流や合同研修会等に協力します。

ウ 「子どもゆめ基金」等，読書活動の推進に活用できる事業を紹介します。

IV 学校等における子どもの読書活動の推進

1 【幼稚園・保育所等】

(1) 乳幼児期における子どもの読書活動の推進方策

乳幼児期に読書の楽しさと出会わせ，豊かなイメージをもち，言葉に対する感覚を養うようにすることが，その後の読書活動の基礎となる。そのため，幼稚園・保育所等における乳幼児の読書活動を充実させることが重要です。

ア 乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう，幼稚園，保育所等は乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に進めます。

イ 異年齢交流において，小・中学生が幼稚園，保育所等の乳幼児に読み聞かせを行うなど，子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう，工夫する読書活動を推進します。

ウ 1日20分程度の読み聞かせなど，家族と一緒に本に親しむ時間をつくることの大切さや意義や重要性について，保護者への啓発を行います。

(2) 子どもの読書活動の推進のための幼稚園や保育所等の機能強化

ア 乳幼児が絵本や物語に親しみ，安心して図書にふれることができるようなスペースを確保し，保護者・ボランティア，外部人材等の協力が得られるよう努めます。

イ 成長に応じた図書選定が図られるよう，図書館等と連携を図ります。

ウ 読み聞かせ等に関する研修の機会を設け，職員や保育士等の資質向上を図ります。

エ 乳幼児の読書習慣や読書活動の様子についても，情報連携を積極的に図ります。

2 【小・中学校】

(1) 学校等における子どもの読書活動の推進方策

学校では，これまでもすべての教育活動を通じて読書活動が推進されている。子どもの読書意欲を喚起し，読書習慣を育成するため，成長を踏まえた指導のねらいを明確にし，指導内容を位置付けることが重要です。また，学校図書館の活用を図りながら，読書活動を更に充実させていくとともに，家庭や地域との連携を進めていくことも求められます。

(2) 子どもの読書習慣の確立・読書指導の充実

子どもが読書に親しみ，習慣化していくために，それぞれの学校の実態や子ども

もの成長に応じた取組を推進します。

ア 「1日20分読書」運動に取り組むにあたり、図書購入に当たっては、幅広い分野から選書するとともに、情報が古くなった図書等の更新を行います。

イ 小学校では、「朝の読書」「朝読み夕読み20分」等の、教職員と児童生徒と一緒に読書をする時間を引き続き設定し、充実を図ります。

ウ 子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げられるよう様々な図書にふれる機会を確保します。そのために、読書活動や学校図書館の利用を指導計画に位置付け、意図的・計画的な読書指導を推進します。

エ 中学校では、特に「ジャンルを広げて20分」を目指した取り組みを行います。図書司書等を中心に、読み聞かせやブックトーク、推薦図書の選定、推薦図書コーナーの設置、図書館通信の発行など、児童生徒の実態に応じた多様な読書活動や個々に応じた本の紹介を行い、様々なジャンルへの読書の広がりを図ります。

カ 委員会活動など、児童生徒の主体的な取組を推進します。

(3) 家庭、地域との連携による読書活動の推進

読書活動を家庭や地域に広げていくために、家庭への啓発や地域との連携を図り、学校・家庭・地域が一体となった読書活動を推進します。

ア 親子読書にふさわしい本や家庭でできる読書推進策の紹介・普及に努めます。

イ 読書の意義や家庭における読書環境の在り方等について、家庭へ啓発します。

ウ 「1日20分読書」運動に取り組むにあたり、親子読書や朝の読書・朝読み夕読み20分・ジャンルを広げて20分の取組を支援します。

エ 親子読書会や読書グループ、司書等を活用した多様な読書活動を推進します。

(4) 全教職員の意識高揚

読書指導を充実するためには、教職員自身が読書に親しむことが重要であるとともに、国語科のみならず、すべての教科等を通じた読書指導の重要性を理解することが求められています。

そのため、学校図書館の活用や読書指導の在り方について、全教職員の意識の高揚を図ることが重要です。

ア 司書教諭等との連携を図った、全校体制による読書指導の事例や実践例を紹介します。

- イ 読書指導の研究校や家庭・地域と連携した実践校の事例を紹介します。
- ウ 読書指導担当者等の部会や研修会、校内研修会における読書指導についての内容の充実に努めます。

3 【高等学校】

(1) 生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

生徒が自分自身を見つめる時間として、1日20分程度の読書に親しみ、読書活動が習慣化していくために、それぞれの学校に応じた取組を推進します。

- ア 不読率を減少させるため、一斉読書等を積極的に推進するよう努めます。
- イ ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、推薦図書を選定等、生徒の実態に応じた多様な読書活動や本の紹介に努めます。
- ウ 委員会活動等、生徒の主体的な取組を推進します。

4 【特別な支援が必要な子どもの読書活動推進】

特別な支援が必要な子どもが豊かな読書活動が行えるよう、読書活動支援を推進します。

- ア 障害の種類や程度に応じた選書や環境を工夫し、視聴覚機器等を活用した実践例を紹介します。
- イ 他校と、読書指導に関する資料や情報の交換を促進します。
- ウ 読み聞かせなどの読書活動を推進します。

5 【学校図書館等の機能強化】

学校図書館は、読書センターとしての機能と学習情報センターとしての機能をもつ学校教育に欠くことのできない重要な施設であり、様々な学習活動を支援する機能を果たすことが求められています。また、図書資料に関して、町立図書館の活用や他校の学校図書館と相互利用を行う等、連携・協力も重要です。

(1) 学校図書館の資料等読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

- ア 児童生徒の読書活動を推進し、多様な興味・関心にこたえる図書を充実させるために、学校図書館図書資料の計画的な整備が図られるよう努めます。特に、郷土教育の資料の充実に努めます。
- イ 各学校における多様な読書活動の推進が図られるよう、学校図書館の施設や環境の工夫や学級における読書環境の整備・充実に努めます。
- ウ 学校図書館の蔵書管理コンピュータや校内LAN等の整備を進めるとともに、インターネットを利用して、地域の学校図書館や町立図書館との情報

の共有化や連携を図ります。

エ 学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップ及び読書指導担当職員が中心となり、全職員が連携・協力して運営を進める校内組織の確立及び推進委員会など、校内の連携及び提案・推進を具体化する体制の確立に努め、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要です。

- ・ 学校司書の配置及び研修等による資質向上の促進

オ 地域の実態に応じて、学校運営上支障のない範囲で、学校図書館を地域に開かれたものにするよう、配慮することも考えられます。

- ・ 平日における学校図書館の開放の推進
- ・ 長期休業期間等におけるボランティア等の協力による開放の促進

(2) 町立図書館や他校の学校図書館との連携・協力

ア 町立図書館は、学校図書館にはない多様な蔵書を持ち、読書指導の研修を積んだ職員が配置されています。児童生徒の読書活動や調べ学習の充実のためにも、町立図書館との連携を図ることが必要です。

- ・ 町立図書館からの団体貸出や図書館職員の積極的な活用

イ 自校にない図書や複数の同一図書、調べ学習において多様な図書資料が必要な場合等、近隣の学校図書館と協力し合うことが有効です。

- ・ 図書等資料の相互貸借

V 子どもの読書への関心を高める取組

成長とともに様々な活動に興味・関心が広がる子どもたちに、継続して読書への関心を高める働き掛けは重要です。

特に、不読率が高い高校生の中には、高校生になって読書の関心度合いが低くなり本から遠ざかっている生徒もいます。高校生の時期の子どもは、友人等同世代の者から受ける影響が大きい傾向にあることから、次のような活動が有効だと考えます。

また、高校生期の子ども以外にも取組が行われることが期待されます。

- **読書会**
数人で集まり、本の感想を話し合う活動である。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読むなど、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。
- **ペア読書**
二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動である。この取組により読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。
- **お話（ストーリーテリング）**
語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動である。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむ事ができる。
- **ブックトーク**
相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介すること。テーマから様々なジャンルの本に触れることができる。
- **アニメーション**
読書へのアニメーションとは、子どもたちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形がある。
- **書評合戦（ビブリオバトル）**
発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。すべての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動である。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。
- **図書委員、「子ども司書」、「読書コンシェルジュ」等の活動**
子どもが図書館や読書活動について学び、お薦めの本を選定して紹介したり、同世代の子どもを対象とした読書を広める企画を実施したりする活動である。自ら読書に関する理解を深めるとともに、読書活動の推進役となり、同世代の子どもの読書のきっかけを作り出すものである。
- **子ども同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組**
参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める活動である。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながるものである。

※国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次基本計画）」から引用

VI 子ども読書活動に関する啓発広報の推進

1 「子ども読書の日」を中心とした取組

「子ども読書の日」（4月23日）は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものです。（推進法第10条第1項）

子どもの読書活動に対する関心が高まるこの時期に、学校、町立図書館においては、「子どもの読書の日」の趣旨にふさわしい取組を実施していきます。

また、本町では、「子ども読書の日」をはじめ、「子ども読書週間」や「文字・活字文化の日」、「読書週間」、「毎月23日は子どもとっしょに読書の日」等の推進と充実を図るなど、年間を通じて子どもと大人がともに地域全体で読書活動を推進する気運を一層高めていくよう努めます。

- 2 学校、町立図書館、親子読書会、子ども会等における各種情報の収集・提供
子どもの読書活動を進めるためには、各種情報を広く家庭や地域、学校から収集したり提供したりして、啓発・広報をすることが大切です。
そこで、瀬戸内町役場のホームページや広報せとうちを活用し、子ども読書活動の実態や、町立図書館における新刊案内等の情報を広く提供していきます。
- 3 学校、親子読書会、子ども会及び個人における優れた取組の奨励
鹿児島県では、優良図書館等表彰や読書関係団体等により優良読書グループの表彰、図書館に対する功労者表彰等、優れた取組の奨励が行われています。
本町においても、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動等において特色ある優れた実践を行っている学校、親子読書会、子ども会及び個人を把握し、これらの取組を表彰するなど奨励していきます。

第3章 推進体制の整備

I 子ども読書活動推進体制の整備

本計画の推進に当たっては、家庭・学校・地域をはじめ関係機関相互の連携を図り、子どもの読書環境の整備・充実に努めます。

子ども読書活動推進の協議等は、瀬戸内町青少年健全育成推進会議において、連携・協力の具体的な方策についての検討、関係者間の情報交換等を積極的に推進します。

II 市町村間の連携・協力体制の整備

本町では、住民に身近な地方公共団体として、子どもの読書活動に果たす役割が重要であることから、他市町村相互の連携・協力体制の整備を積極的に推進します。

III 関係団体間の連携・協力の促進

子どもの読書活動の推進にあたっては、学校図書館協議会や鹿児島県図書館協会と連携・協力することが必要です。

また、関係団体が主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動をより一層推進していくこととなります。

本町においては、関係団体間の連携・協力が図られるよう交流会や合同研修会等の場や機会を提供していきます。

子どもの読書活動の推進に関する法律

※平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども(おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。